産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の一部改正に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年９月２５日
経　済　産　業　省
イノベーション・環境局
基 準 認 証 政 策 課
基準認証調査広報室

経済産業省は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第２号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正したので、同法第４３条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

１．命令等の題名

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の一部を改正する件（令和７年経済産業省告示第１３８号）

２．意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、日本産業標準規格の改正に伴い当然に必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。